

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定による証明に関する申請書

申請日 令和 年 月 日

(あて先)浜松市長

申請者	住所	〒
	申請者氏名 法人は代表者氏名	
	電話番号	

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

区分	創業支援事業者	内容	期間
経営			年 月 日
財務			年 月 日
人材育成			年 月 日
販路開拓			年 月 日

2 設立する会社の商号(屋号)・本店所在地

商号(屋号)	
本店所在地	

3 設立する会社の資本金の額

資本金の額	万円(会社の場合)
-------	-----------

4 事業の業種・内容

業種	<input type="checkbox"/>	農業、林業	<input type="checkbox"/>	情報通信業	<input type="checkbox"/>	宿泊業・飲食サービス業
	<input type="checkbox"/>	漁業	<input type="checkbox"/>	運輸業・郵便	<input type="checkbox"/>	生活関連サービス、娯楽業
	<input type="checkbox"/>	鉱業、採石業、砂利採取業	<input type="checkbox"/>	卸売業・小売業	<input type="checkbox"/>	教育、学習支援業
	<input type="checkbox"/>	建設業	<input type="checkbox"/>	金融業・保険業	<input type="checkbox"/>	医療、福祉
	<input type="checkbox"/>	製造業	<input type="checkbox"/>	不動産業・物品賃貸業	<input type="checkbox"/>	複合サービス事業
	<input type="checkbox"/>	電気・ガス・熱供給・水道業	<input type="checkbox"/>	学術研究、専門・技術サービス業	<input type="checkbox"/>	その他サービス業
内容						

5 事業の開始時期

個人事業	令和 年 月 日	会社設立	令和 年 月 日
------	----------	------	----------

※認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。  
既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

浜 産 振 第 号 令 和 年 月 日			
申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。			
浜松市長 中野祐介 印			
※有効期限 令和 年 月 日まで			

(注)会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

令和8年3月2日  
浜松市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社<sup>※1</sup>設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減<sup>※2</sup>を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができます。

4. 浜松市中小企業向け融資制度(創業サポート資金)における融資利率の優遇措置について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、浜松市中小企業向け融資制度(創業サポート資金)の利用にあたり、融資利率の優遇措置(市の利子補給率が0.7%から0.9%に拡大)を受けることができます。(別途、審査を受ける必要があります)。

(2) 浜松市内で創業を行おうとする者又は浜松市内で創業後5年未満の個人又は法人が対象です。事業を営んでいない個人が創業する場合は、住民登録が浜松市内にあることが必要です。

5. 小規模事業者持続化補助金<創業型>について

(1) 創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金<創業型>の申請対象になる。(創業後、事業開始前の事業者も対象)

※補助上限200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日(設立年月日)が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、小規模事業者持続化補助金<創業型>を活用することができます。

6. 証明書の有効期限

証明書には有効期限があります。必要な手続き等はこの期限内に実施して下さい。